

タックス・フラッシュ

2008年第4号

2008年4月30日

本号の項目

- **2008年の税務調査への対応**、1カ月ルールが適用される。このルールを満たすために一定の施策が採られる必要がある。
- **新しい税務署への移管**、15,000以上の納税者がジャカルタの特別税務署から、インドネシア全土の他の70箇所の税務署に移管される。好ましくない状況を避けるために、いくつかの施策が採られる必要がある。

2008年の税務調査への対応

貴社が、2008年3月31日付けの2007年度法人税申告書（CITR）で税金還付を要求して提出したと想定した場合、国税総局（DGT）はその提出日から12カ月以内、即ち2009年3月30日までに、貴社の還付請求についての決定を下すことを税法に従い要求されます。国税総局がその期限までに何ら決定を下さないことはないでしょう、なぜならそれは貴社の還付請求が自動的に承認されたことを意味することになるからです。従って、税務調査が入ることは避けられません。

税務調査はおそらく2008年に開始されます。また、それが2007年度に関係するので、貴社の税務上の権利義務は、旧国税総則法にしたがって処理されます。これは「まず（追徴額を）支払い、その後議論する（異議を申し立てる）」の原則が依然として適用されることを意味します。それ故、国税総局が最終的に税金過払（還付）査定書ではなくて税金支払不足（追徴）査定書を発行した場合には、貴社はその査定書に同意するかしないかに係わらず査定書の発行日から1カ月以内に追徴査定書の全額を支払うことが要求されます。異議申立を申請したり、税務裁判に訴えたりしても、それは支払を延期させる理由にはなりません。

しかしながら、国税総局は2008年1月1日以降に開始される全ての税務調査に対して2007年国税総則法（新法）の税務事務条項を実施することを確約しています。この結果、税務事務問題に関しては税務調査の対象となる年度に係わらず、1カ月ルールが、2008年に開始される全ての税務調査に適用されることが、近時の当事務所との非公式の討論の中で国税総局の上級税務官によって言明されました。この1カ月ルールの下では、貴社は税務調査官によって要求された書類を要求日から1カ月以内に提供することが要求されます。

（タックス・フラッシュ、2008年第3号のよくある質問の2番をご参照ください。）

タックス・フラッシュ

この状況化で、当事務所は以下の施策をとることを推奨します。

- ・ **調整表(reconciliation schedule)**、年次法人税申告書（CITR）、財務諸表、月次税務申告書に表示されている全てのデータが相互に差異調整がなされている（差異の原因が解明されている）ことを明確にする、この目的のために調整表を作成する必要がある。
- ・ **帳簿への円滑なアクセス**、税務調査官は必然的に、年次法人税申告書と財務諸表に表示されるデータを貴社の帳簿にさかのぼって照合する。その仲立ちをする書類が帳簿への円滑なアクセスのために必要となることもある。これには、それら残高の年次申告書や財務諸表への配分を示す表とともに試算表の要約が含まれる。
- ・ **各会計仕訳の証拠資料**、通常、税務調査官は、おそらくサンプルベースで、いくつかの帳簿仕訳を関連する証拠資料で確認する。これには、顧客や仕入先との売上請求書や契約書、銀行振替等が含まれる。これらの求めに応じられる用意ができていることを確かめる。
- ・ **税金関連書類**、国税総局は通常、一定の税務関連書類、例えばタックス・インボイス、源泉税徴収票や税金納付票を検証する。オリジナル書類が保管されており、記載誤りがないことを確かめる。
- ・ **貴社の税務調査対応チーム**、税務調査官に対処するにあたり、会社の担当責任者（Company's officers）によって会社を代表されなければならない。これには第一義的に会社定款に記載される取締役会のメンバーが含まれる。会社を管理する権限もしくはその一部の権限をもつ従業員も一定の制限に従い税務目的では会社の担当責任者としての資格が付与される。もう一つの選択肢として、会社は特別委任状を使って代理人を選任できる。この場合、税務コンサルタントのライセンス保有者が税務調査において国税総局の前で貴社を代表する代理人としての資格がある。

税務調査に関するご質問は、ご遠慮なく当事務所の税務アドバイザーにご連絡ください。

新しい税務署への移管

国税総局は負担がかかり過ぎているいくつかの税務署（KPP）を合理化しています。当初ジャカルタの特別税務署に登録されていた 15,000 以上の納税者がインドネシア中に広がる 70 の初等及び中規模税務署に移管されることが示されました。この特別税務署の内訳は、以下の種類の納税者、即ち外資企業（PMA）、上場企業、国営企業と非居住者の個人と恒久的施設を管理する税務署から構成されます。

タックス・フラッシュ

他の税務署に移管される納税者を全て記載した一覧表が 2008 年 3 月後半に発行された国税総局長通達、NO.KEP-35/PJ/2008 に添付されています。貴殿若しくは貴社が上記の特別税務署の 1 つに登録されている場合、新しい税務署に移管されるかどうかを確かめるために一覧表をチェックすることを勧めます。

この国税総局長通達第 35 号によれば、新しい税務署への登録は 2008 年 4 月 7 日以前に実行されなければなりません。しかしながら、その変更につき納税者と適切な連絡がなされていないことが明らかです。月次税務申告書を提出した時に、初めてそれに気づかされた納税者もいます。それゆえ混乱が起きました。国税総局はこの事態に気づき、その通達第 48 号、No.48/PJ/2008 を発行して新しい税務署への登録発効日を 2008 年 6 月 2 日まで延期しました。

税務署移管リストの記載される納税者は次の問題点に気をつける必要があり、もし要求される場合には、関連する施策を探る必要があります。

- ・ **有効な税務番号の確認**、貴社の納税番号 (NPWP) は変更される。タックス・インボイスのような税務関連書類に正しくない納税番号を記載すると、その書類は無効で価値のないものとされる。それ故、この変更により貴社の既存の内部システムの修正が要求され、外部的には、貴社の仕入先やサービス提供者に、彼らが発行するタックス・インボイスに貴社の有効な税務番号が間違いなく記載されるように通知する必要がある。
- ・ **タックス・インボイス**、新しい税務署のもとで発行されるタックス・インボイスは新しい連番にて始める必要がある。最初のタックス・インボイスが発行される前に書面にて新しい税務署に通知する必要がある。その他の通知として、タックス・インボイスに署名する権限を有する従業員を特定し、それらの署名のサンプルと一緒に 2008 年 9 月 20 日までに新しい税務署に提出しなければならない。
- ・ **進行中の税務調査**、国税総局の公式な方針としては、進行中の税務調査は旧税務署が対処し、2008 年 6 月 2 日までに完了しないものは旧税務署によって終わらせなければならない。それにもかかわらず、税務査定書は新しい税務署によって発行される必要があるが、国税総局はその裁量で実施を変更することができる。
- ・ **進行中の税務異議申立**、2008 年 8 月 2 日以前の期限にて旧税務署に提出された税務異議申立は旧税務署によって終わらせる必要がある。その他の税務異議申立は新しい税務署に移管されなければならないが、これも国税総局はその裁量で実施を変更することができる。

タックス・フラッシュ

変更に関するご質問は、ご遠慮なく当事務所の税務アドバイザーにご連絡ください。

ご質問等の連絡先；

ご質問等は、ジャパンデスク、日系企業担当の北村浩太郎、<hirotaro.kitamura@id.pwc.com>まで、ご遠慮なくご連絡ください、ご質問の内容によってはPWCの各業種の税務専門家をご紹介申し上げます。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ/プライスウォーターハウスクーパース

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers, Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6
Jakarta 12920, INDONESIA , Telephone. +62 21 521 2901, Fax. +62 21 52905555,

お断り、

本日本語訳は、日系担当部が作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください、英語の原文は、www.pwc.com/id から入手できます。

また作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さについての保証はなく、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません、実務上、個々の問題が発生した場合には、関連する法律・規則を参照し、適切な税務専門家のアドバイスを入手する必要があります。

PWC の行動規範 (Code of Conduct)

当事務所が事業を行う方法 (The way we do business*)

私どもの価値を実践します。 (Putting our value in action)

卓越さ (Excellence) — 私どもが約束すること果たし、期待される以上の価値を加えます。私どもは卓越さを、革新、学習、機敏さを通じて達成します。 (Delivering what we promise and adding value beyond what is expected, We achieve excellence through innovation, learning, and agility.)

チームワーク Teamwork — 最良の解決策は同僚およびクライアントと一緒に作業することからもたらされます。効果的なチームワークは相互関係と尊敬と利害の共有を要求します、(The best solutions come from working together with colleagues and clients, Effective teamwork requires relationships, respects and sharing.)

リーダーシップ Leadership — クライアントを率先し、人々を率先し、リーダーシップを配慮します。リーダーシップは勇気、洞察力と誠実さを要求します。 (leading with clients, leading with people and thought leadership. Leadership demands courage, vision and integrity)